

オーストラリア、ニュージーランドにおける 統計マイクロデータ提供の現状

石田 晃 (敬愛大学)

1. はじめに

この報告書は、平成9年8月2日から同月10日にかけてマイクロデータ提供の実態について、オーストラリア統計局及びニュージーランド統計局で調査した結果をとりあえず取りまとめたものである。この調査は文部省科学研究費補助金（重点領域1）によって行ったものである。

オーストラリア及びニュージーランドは共にいわゆる集中型の統計組織を持ち、両国共に統計局が中央統計局の役割を果たしている。マイクロ統計データの提供についてはオーストラリアは1985年以降、ニュージーランドは1975年以降と後者の方が10年ほど早い。提供の実態はオーストラリアの方が組織的に取り組んでいるように思われた。それはマイクロデータの提供に関する法的な裏付けがあるのに対して、ニュージーランドは政府機関に対してだけ統計法で認められているのに対して民間の研究者についてはかなり無理な解釈でマイクロデータの提供を行っていることにもよると思われる。ニュージーランド統計局の職員自身が自国の遅れを認めており、今後積極的に対処したいと述べていた。しかし、両国とも米国で一般的に行われている、不特定多数の者にパブリックユーズマイクロデータ(PUM)として料金さえ払えば誰でも手に入れられるようにはなっており、カナダに近い。また、両国共にマイクロデータの提供に料金を徴収している点もカナダと同じであるが、料率は両国共にカナダより高いと思われる。但し、ニュージーランドについては料金表を入手することは出来なかった。なお、ニュージーランドの行政改革は良く知られているが統計局はなんら影響を受けていないとのことであった。

2. オーストラリアの現状

(1) 歴史的経緯

オーストラリアの統計マイクロデータ提供の歴史は、昨年調査したカナダ(1970年代)やアメリカ(1960年代)より遅く1984年に国民健康調査(National Health Survey)のマイクロデータの提供がなされたのが最初ではないかと言われている。人口センサスは5年毎に行われ、マイクロデータの提供は1981年センサスについて1985年頃、また、1981-1982年所得住宅調査

(Income and Housing Survey)も同じ年になされた。しかし、本格的にマイクロデータの提供が行われたのは1990年に入ってからのものである。このようにマイクロデータの提供が可能になったのは、後述のように1983年にセンサス及び統計法(Census and Statistics Act、以下統計法と略称する)が改正され、条文の中で大臣がマイクロデータの提供に係わる規則(Determination)を作る権限を与えられ、1983年にこの規則が制定されたことによる。その後200を越すマイクロデータファイルが政府機関及び民間に提供されてきた。

いずれの国の統計の提供がそうであったように、オーストラリアでも1970年代半ばまでは、ページに印刷された統計表での提供が大半であった。しかし、その後のコンピュータの発展につれて製表能力が高まると共に統計利用者の分析能力も向上した。この間、外部の統計利用者のうち統計データを高度に加工する能力を持った一部の者に対しては、煩雑な複合多重分類の統計表の作成依頼を受ける方法でなく、大量の統計データを加工する電算機を直接使える方法が取られていた。その他の者に対しては可能な限り公表された統計表以外の特別集計の依頼に応えるよう努めてきたが、詳細な特定分野の集計まで十分応えることは出来なかった。一方、オーストラリア統計局は統計法を厳密に解釈して個票段階の情報の提供は禁じられているという立場を取ってきた。しかし、統計利用者の電算機利用能力の向上と共に公表される統計表の利用から個票段階の情報の提供が強く求められるようになった。このような統計利用者の要望に応えるため1983年の統計法の改正とそれに基づいた統計規則(Statistics Determination)の施行により統計マイクロデータの提供が可能になった。また、米国センサス局と同様なマイクロデータ検討委員会(Microdata Review Panel--MDRP)が1986年に統計局内に設置され活動を開始した。

(2) 法律上の措置

上記のように1983年に統計法が改正されたが、その際の改正はかなり大幅のものであった。改正前の統計法は1973年に改正されたもので、センサスを主体とした統計調査の実施に係わる規定からなりたっており、秘密保護の規定は法文末尾のその他の1条として規定されていた。それは、旧法24条で「統計局長、局職員は-----本法に基づいて提供された個票のいかなる内容、情報を漏らしてはならない」と規定されていた。改正法は19条で「統計局長又は統計局職員である者またはあった者は、規則(Determination)又は本法による場合を除き提供されたいかなる情報を直接又は間接にいかなる者に漏らしたり伝達したりしてはならない」と規定された。また、規則の制定についても新たに設けられた改正法の13条(情報の提供)で次のように規定している。即ち、「(1) 本条以外の本法のいかなる規定にかかわらず、大臣(Minister)は、本法に基づいて提供された情報に含まれる情報の開示のための規則を統計局長の書面による同意の下に制定することができる。(2) 前記(1)の規定の一般性を損なうこと無く規則には次の規定を設けることが出来る:(a)情報の開示を受けることが出来る者について、(b)情報の開示に当たって情報を提供した者の同意が必要な者について、(c)情報の開示に伴う条件を明らかにすること、それには情報の開

示を受ける者が他のいかなる者にも情報を開示してはならないという誓約を含んだ誓約書に記載される条件を明記すること。」が規定されている。また、統計法の19条（秘密保持）の2項ではこの13条2項(c)の誓約違反者に対して、5千ドル未満または2年未満の禁固刑に罰する事が出来る旨規定され、規則に定めた条件に違反した者に対しても統計法で罰則規定が設けられている。他方、規則では要約次のことが規定されている。なお、この規則を制定するに当たっては規則案を議会に付議し承認を受けなければならない。

① 規則6条は統計局長の書面による承認の下で企業事業所の名称、所在地を他の政府機関に提供出来る旨規定している。但し、相手機関の長は統計局長に対して使用目的、他に転用しない誓約等を明記した誓約書を提出しなければならない。この条文がこの規則に入れられたのは、各政府機関が別々に企業事業所のリストを作成し維持すると経費がそれだけかかるばかりでなく、各リストに整合性が無くなり、そこから作成される統計の比較可能性も失われる、ということからである。また、1994年の規則改正で6条(1A)が追加された。この条文は、リストの提供を受ける政府機関がリストを使った政府サービスの提供を民間に外注して行う場合を想定して、外注受注者も誓約書を入れることによってリストを使えるようにしたものである。

② 規則7条は個別の統計記録(individual statistical records)に含まれる情報は、統計局長の書面による承認の下で次の場合に開示出来るとしている；

(ア)(a)名前や住所のような全ての識別情報は除去されている、(b)情報は、それと結びつく特定の人又は組織が識別出来ないようにして開示する、(c)統計局長はこの条文の目的の為に誓約書を得ておかなければならない。

(イ)上記(c)に規定する誓約書は次の者によって書かれたものとする；

(a)ある人に開示する場合は、その者本人、(b)公的機関の場合はその機関の大臣又は責任者、(c)公的機関以外の団体の場合は、その組織の責任者、また、提供された情報は次の条件に従って使用する；(d)特定の個人または組織を識別しようとしないうこと、(e)情報は統計目的のみに使用すること、(f)情報を他の人又は組織に漏らさないこと、(g)統計局長は特定の場合に必要と考えるならば、次の措置を講じること；(i)当該情報及びその情報をコピーした全ての物は、開示した統計目的が終了次第直ちに返還させること、(ii)情報の開示に当たっての条件が守られているか否かを検査するため必要であれば担当の公務員が情報、文書を見たり、または特定の場所に立ち入ることができる。

(ウ)規則7条Aは、1994年の改正の際新たに追加された条文で、統計局が秘密保持に係わる情報にも触れる作業を外注する場合、統計局長は、統計作成機能を果たすため必要であれば他の機関に秘匿情報（個人のもものは除く）を開示する事が出来る。この際、受託機関で情報に触れる者は、第三者に情報を漏らさないという誓約に従わなければならない。

(3) ミクロデータ提供の審議機関と提供の方法

①審議機関

1986年に米国センサス局にならってマイクロデータ検討委員会が統計局内に設置された。この委員会の任務は大きく分けて2つあり、1つは付議された匿名標本データファイル (unit record files)を開示する提案が妥当であるか否かを検討し、その意見を統計局長に進言することと、他は開示するファイルの標準化の推進、秘密漏洩回避手法に関する調査研究及び特定の人又は組織の識別を可能にする開示の可能性の評価に関する調査研究の推進である。

委員会は第一統計局次長(First Assistant Statistician)を長として、統計局次長級の者で構成され、統計手法課(Statistical Methods Section)が事務局の役割を果たしている。

マイクロデータ開示の提案は各部をそれぞれ担当する局次長または各部長が行うこととされ、提案書には開示の目的、主な利用者、開示を求める文書、記録の数、標本規模及び回収率、記録に含まれる項目のリストとそれらのコードの幅、開示に当たって提供される読み取りを支援する文書等々を含めたものとされている。

②秘密漏洩回避のための措置

開示を提案する場合は以下の点についても説明を付けることとされている。

- a. 地域情報は、変数の数が多くなければ25万人以上であれば一般的には受け入れられ、また、変数がごく少数であれば15万人までは受け入れ可能としている。
- b. ファイル上の記録がある決まった順序に並べられていないか、例えば州の順序。
- c. 識別因子は全て除去されているか。
- d. ファイルに特定の人口のサブグループ（例えば施設居住者、特定の職業の者、特定の品目の輸入業者等々）の者が全て含まれていないか。
- e. ファイルに人口を小グループの者に分けるような変数又は分類（例えば言語、産業分類、所得等々）は含まれていないか。
- f. どの変数について統合(combine)、トップコード等々をしているか。している場合それはどのように行っているか。
- g. 外部ファイルとの照合の可能性。

③マイクロデータ評価委員会の審議結果

委員会の長である第1統計局次長から審議結果が統計局長に提出され、局長はこれに基づき開示するか否かを判断し書面による承諾を与えて開示されることになる。統計局担当者のお話ではMr. MacLennanの判断は厳しく、例えば雇用失業パターンに関する経時調査(Longitudinal Survey on Employment and Unemployment Pattern)について評価委員会は開示の方向で結論を出したが局長の承諾はいまだ得られていないと言っていた。局長の立場としては公式の開示による全責任は局長にある以上慎重になるのも

当然のようにも思われる。なお、評価委員会の審議結果には上記の秘匿措置等の外に秘匿措置等開示に係わる費用（人件費を含む）の積算、誓約書の様式案をも含めることになっている。また、局長の書面による承諾は各ファイル毎に、署名された誓約書を受け取った後に行われるとのことであった。

④マイクロデータ提供の方法

現在のところマイクロデータの提供は主として磁気テープで行っており、米国のようにCD-ROMによる提供は行っていない。また、一部のファイルについてはフロッピーディスクでの提供も行われている。なお、CD-ROMによる提供も目下検討中とのことであった。マイクロデータのこのような開示は利用者が彼等の場所で好きな時間にマイクロデータを調査分析に使えるという利点があるが、他方で秘匿措置により貴重な情報が削除乃至秘匿され利用価値を無くしてしまったり、標本調査によってはその性質上マイクロデータとして提供できないものもある。この場合目下統計局で検討しているのは、他省庁又は研究所の専門家が統計局の施設内で統計局の監督の下で使わせるか、或いは統計局の職員に勉強させて利用者に代わって分析を行うかの方法を取ろうとしているとのことであった。従って、米国やカナダのようないわゆる宣誓職員として外部の研究者を受け入れる制度は今のところオーストラリアには無い。

(4) マイクロデータ提供の現状

マイクロデータの提供は世帯、人口を対象としたセンサスを含む統計調査から得られるマイクロデータファイルの提供を行っており、企業事業所関係のマイクロデータは提供していない。1995-96年版オーストラリア統計局年報によると1995-96年度にマイクロデータとして開示された統計調査は以下の通りである。

調査名	対象年次
オーストラリア健康調査(Australian Health Survey)	1977-78
同上	1983
オーストラリア住宅調査(Australian Housing Survey)	1994
児童養育調査(Child Care Survey)	1993
家計調査(Household Expenditure Survey)	1983
同上	1988-89
同上	1993-94
労働力移動調査(Labour Mobility Survey)	1984
同上	1991
同上	1994
先住民族調査(National Aboriginal and Torres Strait Islander Survey)	1994
国民健康調査(National Health Survey)	1989-90

犯罪及び安全調査（クイーンズランド州補完調査）

(State supplementary surveys--Crime and Safety--Queensland)	1995
人口モニター調査(Population Survey Monitor)	1995年 5月
人口モニター調査(Population Survey Monitor)	1995年 8月
同上	1995年11月
同上	1996年 2月

また、1985年以降10年間に有料で提供したマイクロデータファイルは244ファイルにのぼり、その調査別提供先別内訳は次の通りである。

	連邦政府	州政府	大学	個人	海外	その他	合計
国民健康調査(83,89)	10	10	18	6	2	1	47
所得配分調査(82,86,89)	25	4	26	1	7	5	68
家計調査(84,88)	24	3	17	9	1	3	53
その他の補完調査(89-90)	17	8	15	2	3	4	49
同上 (91-95)	7	1	8	1	1	1	19
その他調査	3	0	1	0	0	0	4
合計	86	26	85	19	14	14	244

上の表からも明らかなように大学等高等教育機関の使用ファイル数は連邦政府とほぼ同じで、オーストラリアでも米国、カナダと同様に大学等でいかにマイクロデータが研究等に使われているかがわかる。しかし、この表では人口センサスについては示していないので、これの提供ファイル数は分からない。

なお、1998年6月まで有効な主なマイクロデータファイルの料金は 次の通りである。

オーストラリア健康調査(1983年迄)	千豪州ドル
国民健康調査(1989-90)	5千ドル
オーストラリア住宅調査(1994年)	5千ドル
住宅及び人口センサス	5千ドル
家計調査(1975-76, 1984)	千ドル
家計調査(1988-89)(FD)	5千ドル
家計調査(1988-89)(磁気テープ)	5千ドル

上の料金表からも分かるように、オーストラリアのマイクロデータの料金は米国に較べて

かなり高いことが分かる。米国では1%抽出のCD-ROMに収録したマイクロデータファイルは50ドル程度であることから高いと言えよう。カナダでも1991年人口センサスまでは数千ドルしていたようであるが、1996年センサスからは統計局のマイクロデータの提供業務が標準的な業務として認められたことからかなり安く提供されるということである。

オーストラリア統計局年報によると、1995-96年度の利用者料金収入は25,134千ドルで統計局予算242,293千ドルに対して10.4%を占めている。もっとも、この利用者料金収入のうちマイクロデータファイルの提供による収入がどの程度占めているかは分からない。

何れにしても、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドのいずれの国の統計局の会計制度はマイクロデータファイルの提供を含む料金収入は統計局の収入として計上される仕組みになっており、国民へのサービス提供に伴うコストの一部は収入によってカバーされることになる。

(5) 日本の予算会計制度との違い

この点で日本の予算会計制度はマイクロデータ提供の上である程度障害になっているかも知れない。マイクロデータを提供するとなると標準化されたファイルであれ、利用者からの特別注文のものであれ秘匿措置のための検討とチェック、それを実際にファイル上で加工するのに要する手間、専門知識等はかなりのものになると思われるが、現在の国の統計局の予算会計制度では収入を計上する仕組みになっていない。そのため、統計法15条2項による指定統計の目的外使用は無料で行われ、磁気テープ上氏名、住所等は符号化されているが、その他の秘匿措置は取られないまま利用に供されているのが現状である。

2. ニュージーランドの現状

(1) 歴史的経緯

ニュージーランドの統計マイクロデータの提供は、1975年に1955年成立の統計法が改正された時から始まる。この統計法において他の政府機関（地方政府を含む）と共同で実施した統計調査の個票は相手機関に開示することが認められ、また、他の政府機関がその機関の任務を遂行するうえで必要な研究又は統計目的であれば一定の条件の下でマイクロデータを開示することが認められたため、1975年以降マイクロデータの提供が行われるようになった。1980年代に入ると電算機の発達と普及及び研究者の電算機利用技術の向上によって、大学等の研究者からマイクロデータ利用の要望が高まってきた。この点統計法では明確な規定がないこともあって研究者の要望にはケースバイケースで対処し、ほんの数例利用が認められたようである。1980年代の政府機関によるマイクロデータ利用の特徴としては、家計調査(Household Expenditure and Income Survey-HEIS)のマイクロデータが各政府機関で使われたことが挙げられるとのことであった。また、1980年代にはデータ研究所(Data Lab.)

構想が浮上し90年代の始めにSupercrossという個票(unit record)から自動的にクロス集計製表するソフトウェアが開発されマイクロデータ利用に供されるようになった。1995年頃までは政府機関以外の者へのマイクロデータの提供は例外的にケースバイケースで認められてきたが1996年に手続き規定(Protocols-Micro Data Access Management)が作成され、政府機関以外の研究者が利用を要請してきた場合どのように対処し手続きはどのように行うかを定めている。しかし、統計法上ははまだ明確でなく、統計法37条c(他の政府機関への個票の開示)及び21条(3B)(政府機関との契約者の秘密保持の宣誓)を拡大解釈することで法的問題を処理している。1997年にはデータ研究所の所長が任命され、費用回収を建前とする料金徴収方針が正式に認められることになった。なお、1995年から統計局が毎月発行しているNew Zealand Statistics Review にマイクロデータの開示が認められると、誰が、何の目的でどの統計マイクロデータの使用が認められたか、その際秘密保護措置がどのように取られたか、誓約条件は何かが掲載されることになった。

(2) 法律上の措置

(a)上記のように1975年に1955年成立の統計法(Statistics Act)が大幅改正され、マイクロデータの提供は政府機関に限られるが法律上可能になった。この時何故政府機関以外の者への提供措置を統計法上行わなかったかについては、当時大型コンピュータを使いマイクロデータを処理出来たのは政府機関だけであったので、民間の研究所や大学は念頭に無かった、と言う説明であった。

(b)統計法37条は、①本法に基づいて提供された情報は統計目的のみに使用すること、②個票に含まれるいかなる情報も、本法21条による宣誓をした統計局職員以外の者にそれを開示してはならない、③統計局長が公表する統計情報は、それらが特定の人又は企業事業所に係わるものとして識別出来る形のものであってはならない。ただし、以下の場合はその限りでない；

- ・ 報告者の同意を得ている場合、
- ・ そのような形での統計の公表を事前に統計局長が予測出来なかった場合、

(c)統計法37条Aは統計局長は次の情報を開示する権限を有するとして次の情報を列挙している；

- ・ 報告者が書面で開示に同意した場合、
- ・ 他の法律または公的文書で国民が手に入れられる情報、
- ・ 個々の企業事業所(undertakings)の名前、住所の索引或いはリストで、格付けされた産業分類、従業者数を付した情報、
- ・ 詳細な外国貿易、船舶の運航、港での貨物の取り扱い、
- ・ 大臣の承認の下で個々の火災、事故及び内国歳入庁を通さない情報で、公共の利益にとって望ましい生命保険事務所(life insurance offices)

・ 地方政府から提供された情報。

(d)統計法37条B(合同で収集した情報の開示)では、政府機関(Government Department),地方政府、特殊法人と統計局が共同(jointly)で集めた情報は、法9条に沿ってそれらの機関に開示する事が出来る。法9条(共同収集)では、統計局長は大臣の承認を得て他の政府機関等との合意書の下で共同で情報の収集が出来ること、但し、収集に当たっては報告者に共同収集である旨告知すること、相手機関の担当者は全て統計法21条に規定する秘密遵守の宣誓をすることが規定されている。

(e)統計法37条C(他の政府機関への個票-individual schedules-の開示)では、本法37条の規定に拘わらず、統計局長は、他の政府機関へその機関の機能と義務を遂行するための研究或いは統計目的のために個票を開示することが出来ると規定し、但し、開示に当たっては次の事項を守らなければならない：

- ・ 情報を提供した者又は企業の名前と住所を削除する、
- ・ 当該研究又は統計プロジェクトに従事する者は本法21条に規定する秘密遵守の宣誓と同様な法的宣誓をしなければならない。

(f)統計法37D(歴史的文書の開示)では、統計局長と古文書館長との合意書により、法37条の規定に拘わらず百年を経過した個票は統計局長から古文書館長へ開示することが出来る。

(g)統計法37条E(記録された情報)では、本法により収集された個票から転記されたカード、磁気テープ、ディスクワイヤー、フィルムは、それがコード化や記号化されたものであっても、統計局長は、これらについて本法での秘密保持条項が適用されるよう必要な措置を取る権限がある。

(h)政府機関以外の研究者等にマイクロデータを提供する場合の法的根拠

先に述べたように政府機関以外の研究者等へのマイクロデータの提供は、統計法上明文の規定はないが、実際の運用は、提供事例を紹介したNew Zealand Statistics Reviewによるとオークランドユニサービス会社に1993/94年の家庭経済調査(Household Economic Survey)のマイクロデータを提供したのは統計法21条(3B)に基づくとしている。21条(3B)は同条(1)が、統計局の職員となる者はすべて統計法を遵守することを宣誓しなければならないと、規定し、また、同条(2)では政府機関のいかなる職員は、もし、政府統計の収集作成に従事し、またそのように集められた情報が主として統計目的のためであり報告者もその旨告知されているならば、当該職員は秘密保持の宣誓をしなければならない、としており、更に同条(3)では(2)で宣誓した職員は統計局の職員と見なすことができる、としている。更に、同条(3B)では統計局と契約し、契約条項の遂行の上で本法に基づいて収集したデータにアクセスする者は、同条(1)と同様な秘密保持の宣誓をしなければならない、としている。従って、マイクロデータの提供を受ける民間の研究者は同項(3B)と同様に秘密保持の宣誓をすればマイクロデータの提供を受けることが出来ると解釈していると思われる。

(3) ミクロデータ提供の審議機関と提供の方法

①審議機関

ニュージーランドには米国、カナダ、オーストラリアのようなマイクロデータを提供するに当たって秘密漏洩の可能性等を審議する正式な名称を持った審議機関は無い。しかし、前述歴史的経緯で述べた手続き規定(Protocol;Micro Data Access Management 1-01: Process for Managing Request及び1-02:Protocols)というマイクロデータ提供の要請があった時の内部処理要領となる文書が出来ていて、そこでは、秘匿措置等の審議を誰が行うかを規定している。それによると、要請のあった統計を担当する部長が責任者となり、分析主任官(Chief Analyst)とManager Public Policyとでグループを構成し、秘匿措置を評価し、その事例全体を秘匿その他の観点から評価して統計局長に勧告する。この際の審査の拠り所となるのは上記手続き規定に定めたものである。開示を最終的に決定し責任を取るのと言うまでもなく統計局長である。

②マイクロデータ提供の方法

マイクロデータの提供方法には基本的に2つの方法があり、1つは統計局の建物内で利用する方法と、他は建物外(off-site)で利用する方法であるが、後者の方法は秘密漏洩に危険が高いことから、政府機関等に限られ、民間研究者の場合は原則的に前者の統計局内での利用となる。例外的に認められるのは、当該データがかなり古く秘密漏洩の危険が低い、報告者から開示の同意が得られている、等の場合に限られている。統計局外での利用は磁気テープでの提供が主で、今のところCD-ROMでの提供は行っていない。なお、共同収集によって得られたマイクロデータの提供は相手機関の都合で統計局内および外の両方の方法で提供している。

(4) ミクロデータ提供の現状

主として政府機関に提供することから、人口センサス、その他の世帯、人口を対象とする調査ばかりでなく、製造業調査等企業事業所を対象とする統計調査のマイクロデータも提供している。統計局内か統計局外への提供とするかは相手機関の電算機使用能力と信用度によって判断するが、特に相手機関が電算機ネットワークに乗せて使用するか否かも考慮され、第三者が勝手にアクセス出来る可能性は厳しくチェックされる。このことは民間の研究者についても同様であるが、むしろ統計局外での利用承認は例外的であるとのことであつた。なお、ニュージーランドで特記すべきことは、1980年代の初めに統計局が実施した社会指標調査(Social Indicators Survey)と社会政策委員会の意向調査(RCSP Attitude Survey)で報告者に匿名の個票を他に提供することに同意するか否かの調査事項を加えて行い、回収した調査票では100%の同意が得られたとのことであつた。

また、ニュージーランドではオーストラリアと同様に政府機関にマイクロデータを提供し

た場合でも料金を徴収している。このことは、1997年に費用回収を前提とする料金徴収政策が正式に認められ、より徹底した方針になったとのことであった。但し、個別のファイルに対する料金単価は聞くことが出来なかった。

(参考資料)

オーストラリア

1. Census and Statistics Act 1905(Reprinted as at 31 December 1989)
2. Australian Bureau of Statistics Act 1975(Reprinted as at 31 October 1990)
3. Statistics Regulations (in force under Census and Statistics Act 1905)
4. Statistics Determination(in force under section 13 of the Census and Statistics Act)
5. Freedom of Information Act 1982
6. Privacy Act 1988
7. ABS Corporate Manuals; Section 05 Access to Microdata(Clause 7, Statistics Determination)
8. External IDU Practitioners by Edward Szoldra (ABS Discussion Paper) 16/10/96
9. Release of Unidentified Unit Records--Role of the Microdata Review Panel (ABS Discussion Document) 21/06/96
10. General Approach to Release of Microdata for Publication(ABS Discussion Document)
11. Standards for the Provision of Microdata Services(ABS Discussion Document)
12. Measuring Poverty Incidence in Australia: A Case Study in source/derivation dependence by Stephan Horn
13. Revised prices for unit record files(ABS inside document)
14. Determination under Census and Statistics Act, Statutory Rules 1983
15. Explanatory Statement, Statutory Rules 1983 issued by Authority of the Treasurer
16. Census and Statistics Act 1905 - 1973
17. Census and Statistics Amendment Act 1981 (Explanatory Memorandum)

ニュージーランド

18. Statistics Act 1975
19. Release of Unit-Record Data since October 1995(Extract from Dec. 1995New Zealand Statistics Review)
20. Example of the type of agreement(Agreement for Use of Data from the)
21. Process for Managing Requests(Micro Data Access Management)
(Statistics New Zealand inside document)

22. Confidentiality Policy and Practices (ABS/SNZ Bilateral Meeting 15-17 Nov. 1995 NZ paper)
23. Policy and Procedure on the Use of Section 37(4)(a) of the Statistics Act to publish statistics by Consent (SNZ inside document)
24. Privacy Act 1993
25. Official Information Act 1982

資料：マイクロデータアクセス管理 [1-01]：利用要求取扱い手順

(注) 以下は、Micro Data Access Management[1-01]:Process for Management Requestsの1. Process for Managing Requests 及び2. Protocolsを訳出したものである。これは、ニュージーランド統計局がマイクロデータ利用の申し出を受けた際、統計局としてどのようにこれを処理するかの手続きを定めたものである。

利用要求取扱い手順

以下の手続きは、マイクロデータセット利用の要求に対してどのように扱うかを概略説明したものである：

- a. 最初に接触する者（利用相談班-ICG-或いは国及び地域統計-NRS-部からの者であろう）は次の事をしなければならない；
 - (i) 利用申し出者が条件に合うか否かを最初に評価するため、手続き規定(protocol)を参照する。研究者が利用に当たって合意しなければならない義務を理解しているかを確認するため手続き規定および費用について彼らと話し合う。
 - (ii) 関連するすべての分野の者に相談する：要求を受け入れるためデータの利用可能性について関連のある地域統計部、分析支援、調査契約、電算サービス、技術サービスに相談すること。
 - (iii) 受け入れ可能と思われる全ての要求を地域統計部で最も関連のある部付きマネージャーへ送付する。
- b. 局内の検討は地域統計部で最も関連のある部付きマネージャーによって行われるが、そこには主席分析官(AS)と公共政策担当マネージャー(Public Policy Manager)（又はレベル3以上の代理の者）が参加する。このグループは以下の任務を負う；
 - (i) 事案を評価し、それを承認するか否かを勧告する（手続き規定(protocols)及び過去の要求についての経緯をガイドラインとして使うこと(マイクロデータ利用分類を参照)）。
 - (ii) 妥当なデータ秘匿方法を特定する。規定は単に一般的なガイドラインを示しているだけなので、要求の性質に応じて特別の秘匿手続きを適用する必要がある。
 - (iii) 統計局長(GS)に勧告を提出する。
 - (iv) その件について行う必要のあるその他の手はずを明らかにし、また、その件に関する全体の管理責任者を決める（我々は今後この者をケース管理者(case manager)と呼ぶ）。
- c. 統計局長は要求に対する承認の責任者となる。
- d. ケース管理者はグループからの指示を実行する責任があり、これには次の事項が含まれる；
 - (i) 契約書の作成を支援する（契約そのものの責任は調査契約課にある）。
 - (ii) データセットの作成と引き渡し、これには秘匿のためのすべての措置（分析支援課の指

- 示の下で)を含む。
- (iii)局内での使用と必要があれば技術支援の手はずを整える。
 - (iv)適当なメタデータを利用出来るよう手はずする。
 - (v)その件にかかる費用について話し合う。
 - (vi)地域統計部のデータベースについての討議をふまえ、また、マイクロデータアクセス分類の下でそのケース記録を文書化する。

この文書の目的は、詳細で実行可能な要求が為された日から1月以内にその件を処理することにある。

- c. 定期的に局外の評価グループが、我々の手続き規定と全てのマイクロデータ利用要求についての文書を渡されて、我々が行ったことを評価し、我々が要求に責任をもって対処していることを確認してもらうことにある。当初は手続き規定案が正式な標準的規定になる前に外部の評価をしてもらいたかったのである。

マイクロデータ提供管理 [1 - 0 2] :規定(Protocols)

この規定は次の6章からなっている；

- 2(i) 統計法上の規定
- 2(ii) 利用者及び支援機関
- 2(iii) 要求される研究の性格
- 2(iv) 使用されるデータのソース
- 2(v) 開示による危険を最小にする方法
- 2(vi) 利用可能なデータアクセスの方法

2(i) 統計法上の規定

統計法には、研究者へマイクロデータを提供することを可能にしている3つの条文がある。法第37条cでは、個票（即ちマイクロデータ）は、ある状況において他の政府省庁に提供されることができる。その提供は、その機関の機能と義務を遂行する上での研究目的のみに限られる。また、第37条では、もし、情報の提供者がマイクロデータの提供を認めているならば、情報は提供出来るとしている。

第21条(3B)では、ニュージーランド統計局（SNZ、以下単に統計局と言う）と契約を締結した独立の契約者とそれに雇用されているいかなる者も、法で定められた秘密保持の宣誓をすることが出来るとしている。この者は法37条2項及び3項の目的に対してニュージーランド統計局の雇用者とみなされる。この事は、当該契約者は個々の記録を見ることが許され、また、その政府機関の雇用者でないいかなる者にこのような情報を漏洩することを妨

げていることになる。

この規定の下で、統計局は、調査機関のメンバーや学会の研究者にデータを開示することができる。明らかに、マイクロデータへのアクセスは次のような研究者に認められていると言える。即ち、統計局の団体としての使命に広い意味で合致すると考えられる仕事をしている者であること。また、法のこの項に基づく不適切な利用に対してそのようなことが起こらないよう、適切な手続き規定を設定することは、統計局の責任である、と言える。

第9条では、統計局と他の省庁、地方公共団体、或いは特殊法人(statutory body)と共同で収集した情報は、これらの機関間で交換できると規定している。秘密保持の宣誓は、データの収集、加工に従事する他の機関からの職員に対しても要求される。

従って、統計法は、誰がマイクロデータにアクセス出来、誰が出来ないかという点で全く明示してなく、このため、追加的手続きとしてこの文書による手続き規定が必要になってくる。

2(ii)マイクロデータ使用者と支援機関

手続き管理者(process managers)は、マイクロデータ使用者に対して業績記録(CV)の提出を求めなければならない。それは、公的な場で権威のある研究をしたという保証付きの業績記録を持っている評価の高い研究者にのみマイクロデータに対するアクセスを認めるということを保証するためのものである。研究者は自らの業績記録を示す義務があり、また、彼らの経歴を更に評価する必要があるれば、それに協力することも要求される。これを評価する責任者は、当該研究に該当する分野を担当する国及び地域統計課の課長(managers)である。

我々は、また、支援機関から当該研究及び研究者に対する支援を示す参考書類(reference)を得なければならない。これは、支援機関は統計局との関係を維持する長期的な利害関係を持っており、その機関の研究者への明示的な支援の表明は、契約上の全ての条件が遵守されることの保証になることを意味している。

個人、住居或いはビジネスのレジスターを持つ機関で働く研究者については、少なくとも観念的には、データが他のデータソースとリンクされる危険が大いにあり、従って秘密漏洩の危険も大きいと言える。もし、リンクする事が正式な研究の一環をなすものであれば、それによる危険が大であることを書き留めて、データソースとの如何なるリンクも明示的に定義され、これによる制約を契約書上に書き込まれることを確実にしなければならない。

注記：研究者はアクセスすることの権利を如何なる者にも引き渡してはならない。このことは、マイクロデータにアクセスする者は誰もが契約書及び参考書類に含まれていなければならないことを意味する。

2(iii)提案された調査研究の性格

匿名標本データへのアクセスの目的は、統計的な研究のためでなければならない。この研究には個人を識別しようとするものであってはならない。また、それは公益(public interest)を持った権威のある研究(authritative research)を含むものでなければならない。また、その結果は公の場で利用できるものであることを意図したものであり、統計局がそれについて独自に目で確認し評価する(peer review)ことに従わなければならない。その研究の狙いと結果を表示することの責任は利用者の側にある。

分析用具は、使用するソフトウェアパッケージを含めて契約書に明記することが重要である。一般的に、ソフトウェアから出されるアウトプットにそれをチェックするよう割り当てられた統計局の職員がアクセス出来て容易に理解出来るものであることを狙いとしている。

統計データのサマリーの所有権は統計局に帰属し、同様に調査研究から得られる商業的利益の如何なるものも統計局に帰属する。いうなれば、我々は統計法に基づいて収集されたデータへのアクセスを、そのデータから人々が利益を得る事が出来るように開放しているものではない。このことは、研究が公共の利益になるものという我々の要求に合致するものでもある。

これを評価する主たる責任は、その分野が利用者の調査研究のテーマをカバーする国及び地域統計部の部長である。

調査研究を提案する者は、何故個票段階のデータでない満足のいく代替方法が無いことを示さなければならない(例えば、低いレベルの合計値、合成データベース(synthetic database)等)。

2(iv) 使用されるデータソース

1つのデータセットにアクセスすることが出来るかどうかを評価するに当たって、データ収集に関連して行った広報も考慮しなければならない(例えば、センサスデータについての広報)。これには統計法での規定を越えた文言をも含むし、また、それに従わなければならない。

幾つかの場合には、報告者がデータを他の政府機関や研究者に開示することを認めるかどうかを明示的に質問したかもしれない。明らかにこれを行えばデータの開示はより可能になるが、それでもこの文書で議論されている全ての問題を評価する必要は依然としてある。

我々はデータが収集される目的について記述することとし、いかなる利用の提案もその目的に沿うことが必要である。(例えば、個人企業に関する家計関連の調査研究においてABDUのデータを使うことは、恐らくABDUのデータが集められる際に示された目的とは一致しないと思われる)。

幾つの場合には、統計局で利用できるデータセットは統計法の下で集められたものではないし、統計局の所有でないかもしれない。データを収集し、所有している政府機関はそれの開示にたいして書面による明白な同意を局長(chief executive)レベルで与えることが重要である。開示に当たっては、それが収集された元々の目的を超える情報の提供を規制しているプライバシー法(Privacy Act)の規定を考慮しなければならない。このようなデータソースの例として、人口動態、税関からの輸出入データ、建築許可データ及び司法統計である。統計法と並んで、或いはその適用を制限する特別の条項がある場合には、保護法担当長官(Privacy Commissioner)に協議しなければならない。この協議を行うのはデータ利用者の責任である。明白な説明を必要とする法の二重規制の例には、内国歳入庁によって集められた税務データが含まれる。

幾つの場合には、漏洩の危険（及びその結果起こる損害）はデータの古さと共に減少するであろう。このようなデータへのアクセスについては規制を緩和すること出来るが、これはケースバイケースで決めることになる。これの参考となるルールとしては、家庭を対象とした調査の大部分は5年後にはアクセス出来るであろう、ということである。

統計局は提供されるデータに関わるメタデータの如何なるものもアクセス出来るようにしなければならない。これには、変数のコード一覧表、調査の範囲、データの質についての利用可能な情報（例えば、未回答、標本及び非標本誤差についての研究等）。

データ保管者は、利用希望者と接触している者或いは国地域統計担当課長にデータセットに関する情報を提供する責務を負う負う。

2(v) 漏洩の危険を減らす方法

調査研究者は統計法に詳細に規定されているとおり秘密保持の宣誓に署名する必要がある。

名前や住所のような直接の識別因子はデータから削除されなければならない。また、そのデータにある通常でない個人についてもチェックしなければならないし、一般的には調査研究者が報告者を直接識別出来ないことを確実なものにするため、データファイルをチェックしなければならない。これは分析支援課(A analytical Support)の責務である。

照合した、或いはリンクしたデータセットの分析は可能であるが、データセットの照合やリンケイジは統計局が行い、その結果得られるデータセットは統計局外に持ち出してはならない。

如何なる研究結果の発表も統計局長が統計法の下で公表出来る以上の如何なる情報も漏らすものであってはならない。

研究の結果は、一般に、或いは秘密保持の宣誓に署名してない者に開示される前に秘密保護のため統計局による審査を受ける。分析が統計局の中でなされる場合には、分析から得られるアウトプットは統計局内から持ち出す前に検査を受けなければならない。

2(vi) 利用できるアクセスの方法

マイクロデータにアクセスするには基本的に2つの形態がある。第1の方法は、統計局の建物内の保護された状況で研究者がデータファイルから統計的分析を行うものである(統計局内アクセス on-site access)。第2は、研究者が彼ら自身の分析システムでデータファイルを管理して行うものである(統計局外アクセス off-site access)。

ここでの方針は、「安全な管理(safe custody)」ということである。我々がアクセスを認める前に、データへアクセスする環境がコントロールされているか、或いは、我々が報告者に誓った秘密の保護が守られると信頼出来る機関または個人に対して、そのコントロール下でデータを開示することによりデータが安全な管理の下に入って行くことを再確認しなければならない。従って、統計局外アクセスはより望ましくないし、次の場合を除いて認めるべきではない。即ち、これまで述べた全ての規則に加えて非常に「安全な場所」(例えば、研究者が政府の省庁に雇われ、その機関がデータの使用に関連して相反するような役割をもっていないこと)、或いは、そのデータの開示について報告者の明白な同意が得られている場合、或いは、そのデータが、秘密漏洩の危険が非常に低いと思われるほど十分に古い場合である。

統計局における秘密保護環境(SNZ protected environment)

これには、閉鎖された部屋(一般のオフィスの場所の一部ではない)に置かれている独立の(standalone)1台のPC(統計局における如何なる他の機械とも接続されていない)を使うことを含んでいる。外部ディスク機能(external disk facility)はロックされていて、使用者がデータを持ち去ることを防いでいるし、また、使用者がリンケージを目的にデータを持ち込むことを防いでいる。

この部屋の利用は制限されており、電算サービスと顧客サービス担当で予約する必要がある。また、研究者は統計局の監視の下にあり、従って部屋の利用時間は通常の勤務時間に限られることになる。

統計局内の技術/システム支援サービスは、統計局内の電算機で通常使われているソフトウェアをも含んでいる。SASとSupercrossは、統計局でセンサデータの分析に最もよく使われているソフトである。研究者は、契約の一部としてはっきり示されていない限り、プログラミング或いは分析支援を統計局に頼むことは出来ない。統計局は提供されるPCのメモリー、スピード、及びデータ収納容量についてはっきりと示す。統計局は外部から持ち込まれ、統計局の通常の電算機の環境で利用出来るものとは違った如何なるソフトウェアに対してもシステム支援は行わない。

分析主任官(Chief Analyst)またはその代理の者はその場所から持ち出されるアウトプット(例:表または統計的サマリー)に漏洩の危険が無いことを確かめなければならない。

統計局は、担当するサービス課と明確な話し合いをしたことを条件に時には分析や主題に関するアドバイスを提供することが出来る。

統計局外のアクセス：

データは、ネットワークやメインフレームでそのシステムの他の利用者によるデータへのアクセスから守る適当な保護措置の無いものに記憶させてはならない。利用者はこのことを示す義務がある。研究者は、データアクセス契約書に含まれないが、そのPC/ターミナルへアクセス出来る者による偶発的なデータセットへのアクセスから守るためパスワードを使わなければならない。契約期間が終了したら直ちに機械からデータファイルを除去しなければならないし、また、どの段階であっても申し出られた機器に対して監査されることを認めなければならない。もし、データが持ち運び出来るディスクに記憶されるならば、使用していない時にはロックされていなければならない。

契約書には、統計局が当該データソースに適用しているのと同じ秘密保持基準で研究者だけが開示したり、作表その他のサマリーの作成を行う、と言う条文を入れなければならない。

付録：特別な場合

統計局の秘密保持環境の下で許可出来るアクセス（統計局内）

データソース	アクセス出来る者（制限）
人口センサス	政府機関の研究者
企業事業所を対象とした調査のデータ 個々に照合された調査と行政記録 * (Individually matched Survey and Administrative records)	研究機関のメンバー
世帯調査のデータ	政府機関の研究者
個人或いは世帯についての行政記録 * 課税についての行政記録 *	研究機関のメンバー 地域共同体の研究者

許可出来るアクセス（統計局外）

データのタイプ	アクセス出来る者（制限）
人口センサスのデータ 企業事業所を対象とした調査のデータ 個々に照合された調査と行政記録 *	アクセスすることは出来ない（但し、 全ての報告者が開示を認めた場合の データは除く）
世帯を対象とした調査のデータ 個人或いは世帯についての行政記録 * 課税に関する行政記録 *	政府機関の研究者（もし、当該機関が 個人に関するレジスターを持っている 場合は、その機関の長の承認を必要と する）。 研究機関のメンバー及び地域共同体の 研究者（全ての報告者が開示を認めた 場合のみ） 課税記録は、5年を経過しているか、 或いは内国歳入庁長官が同意した時の み開示することが出来る。

* 行政記録へのアクセスもプライバシー法、内国歳入法（課税記録の場合）の義務及び元々の行政体の義務に依存している。